



デジタル時代の放送制度のあり方等について

2021年12月6日

一般社団法人 日本民間放送連盟

本日のご説明事項

第1回会合で示された以下の論点について当連盟の考えを申し上げます。

- 論点1 デジタル時代における放送の意義・役割
- 論点2 放送ネットワークインフラの将来像
- 論点3 放送コンテンツのインターネット配信のあり方
- 論点4 デジタル時代の放送制度のあり方

論点1 デジタル時代における放送の意義・役割

- 地上民放テレビ事業者は、それぞれの地域に根ざし、地域住民の「知る権利」に応えるとともに、視聴者の安心・安全に資する情報をはじめ、多様で豊かな情報を視聴者・リスナーにお届けしている。
- 特に、地震等の緊急災害が発生した際には、映像と音声での的確な情報を迅速に届け、地域住民の生命と財産を守ることに最善を尽くしている。各種調査においても、災害発生時の地域住民の情報収集手段として地上テレビ放送が役に立ったという声が多い。
- 地域ジャーナリズムの担保、情報の格差是正、地域経済・社会の活性化、社会的な課題解決に向けた貢献など、基幹放送が社会に果たしている公共的な役割は大きい。基幹放送の安定的な事業運営は、視聴者・リスナーの便益に直結している。
- メディア環境が多様化するなか、日々進化を続ける情報通信技術をうまく活用しながら、信頼される情報の社会的基盤としての放送の役割を今後も果たし続けていきたい。

論点2 放送ネットワークインフラの将来像 (1)

(1) 放送ネットワークインフラのあり方に関する基本スタンス

- 地上民放テレビ事業者は「あまねく受信の努力義務」のもと、視聴者に確実に情報を届けるため、放送ネットワークインフラの維持に尽力しており、今後も義務の履行に最善を尽くす考えである。
- 本検討会が「あまねく受信の努力義務」を果たす方策として、設備や伝送手段の効率化などを模索するのであれば、地上民放テレビ事業者として検討に参画させていただきたい。
- 民間放送事業者としては、経済合理性の視点が不可欠である。他の事業者との連携・協力や、場合によっては新しい技術の活用などを含めて、視聴者に情報を届けるための合理的・効率的な手段を模索してまいりたい。
- 放送ネットワークを合理的に更新・運営するために新しい技術の活用を検討するとしても、コスト負担のあり方、技術的な課題の有無、条件不利地域のブロードバンド整備状況を含め、様々な課題の整理が必要である。また、中継局の多くはNHKとの共同建設となっており、更新・運営におけるNHKとの協調にも留意する必要がある。

論点2 放送ネットワークインフラの将来像 (2)

(2) ミニサテ局の更新・運営について

- 民放連は、数百世帯程度をカバーしているミニサテ局の更新・運営経費について、NHKに、より多く負担いただくことを要望してきた。NHKと民放事業者は、放送波という同じ枠組みの上で国民全体の福祉に奉仕している。NHKには、放送文化全体の発展の観点から、条件不利地域へのユニバーサルサービスの維持においても、より大きな役割を果たしていただきたい。
- 本年の通常国会に提出された放送法改正案には、民放事業者があまねく受信の努力義務などを果たすことについて、NHKに協力の努力義務を課す規定が盛り込まれていた。こうした法改正の早期実現により、放送ネットワークインフラの維持等におけるNHKと民放事業者の連携・協力を一層深めてまいりたい。

※地上民放テレビ127社の送信局数は次表のとおり。

出力	1kW 以上	3W 以上 1kW 未満	100mW 以上 3W 未満	100mW 未満 (ミニサテ級)	合計
局数	160	1,558	3,892	2,070	7,680

(注) 1か所で民放4チャンネルの放送を行う場合、4局と記載。

論点3 放送コンテンツのインターネット配信のあり方

- 民放事業者のインターネットの活用は、ローカル局を含めて、各社の創意工夫のもと、様々な取り組みが既に展開されている。民放事業者は、新しい技術を取り入れ、視聴者・リスナーへの情報やコンテンツの提供にいっそう注力していく。
- 一般論としてインターネットの活用は、各社の経営基盤の強化のための一つの有力な選択肢だが、民間事業者が安定的・継続的にサービスを提供するには事業性が見込めることが前提である。民放事業者のインターネット活用は個社の事業戦略に基づくものであり、一律の取り組みを求めることはなじまない。
- NHKのインターネット活用業務のあり方は、NHK自身がまずインターネット空間で公共の福祉にどのように貢献するのか全体像を示したうえで、国民・視聴者の公平負担のあり方、言論・情報流通の多様性の確保、市場の競争環境への影響をはじめ、多角的な観点から国民的議論が行われる必要がある。

論点4 デジタル時代の放送制度のあり方

- 放送をめぐる環境の変化を踏まえ、放送制度のあり方は、放送の公共的な役割の維持・発展に資することを前提として、規制緩和の方向で検討することが適切である。
- マスメディア集中排除原則のあり方に関しては、個社の事業戦略に関わるため、個社の意見を丁寧に汲み取り、経営の選択肢の拡大につながる議論が行われることを期待する。検討に際しては、テレビ放送事業全体への影響にも留意していただきたい。
- 放送制度に関する重要な論点の一つは、公共放送NHKのあり方である。民放連はこれまで、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきた。本検討会においても、これまでの議論を踏まえ、NHKの“三位一体改革”が着実に進むよう継続的な検討が必要である。

本検討会をお願いしたいこと

- 本検討会は民放事業者の経営に直結する大変重要な検討テーマが設定されている。結論やスケジュールありきではなく、丁寧に検討を進めていただきたい。
- 地上民放テレビ事業者は、事業規模や地域特性等に応じて経営環境が様々であり、個社の経営判断や事業戦略を尊重いただきたい。本検討会には個々の事業者の意見も幅広く汲み取っていただきたい。議論の状況によっては、民放連に再度の意見表明の機会を与えていただきたい。
- NHKの三位一体改革が着実に進展するよう、本検討会においても継続的に検討いただきたい。